

# 会費によって支えられた 主な事業のご紹介(令和5年度)

## ハンディキャブ・福祉有償運送事業

高齢者や障害者(児)の方で車いすを使用している歩行困難な方等に、ハンディキャブ(車いす専用輸送車)の貸出及び運転協力者の手配をする福祉有償運送事業を実施しています。



## わがまち支えあい協議会

11文化センター圏域ごとに、地域の皆さんがささえあい活動をしています。

- ・フードドライブ
- ・子どもの見守り
- ・ちょこっとお手伝い など



## 地域福祉活動助成金交付

「わがまち支えあい協議会」や「ふれあいきいきサロン」など、地域の「支えあい」や「助け合い」といった視点が盛り込まれた活動に対し、活動費の一部を助成しています。

## 福祉教育の推進

児童・生徒のボランティア活動の普及のため、「ボランティア体験」等の事業と併せて行っているほか「出張ボランティア教室」等を通して、幅広く福祉教育を推進しています。



## 災害ボランティア

当協議会は、府中市との協定により市内で災害が発生し被害が出た場合、災害支援の拠点として災害ボランティアセンターの立ち上げを担う役割を持っています。災害に備えて、災害ボランティアセンターの設置運営訓練や防災まち歩きなどを、市民の皆さんと一緒に実施しています。



その他

「ふちゅうの福祉」の発行/福祉まつり/地域福祉リーダー養成研修/緊急援護事業/ふれあいきいきサロン/地域福祉活動計画の推進/「まちづくりニュース」の発行/ボランティア講座/ボランティア体験 など

多くの福祉事業の財源として活用させていただいています。

令和5年度より、クレジット払いでの会費納入ができるようになりました。ぜひ、ご活用ください。



# 府中市社会福祉協議会 会員会費に関する Q&A

## 社会福祉協議会とはどのような団体？

社会福祉法第109条に定められ「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられ、全国全ての市区町村に設置することが義務づけられています。

社会福祉協議会は通称「社協<sup>しゃきょう</sup>」と呼ばれています。「府中市社会福祉協議会」のように、名称の前に各市区町村名が入っていることなどから、行政、市役所であると誤解されやすいのですが、社会福祉法人格を持った民間の団体です。

行政とのパートナーシップを築きながら、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得て活動する「自主性」と「公共性」をあわせもった組織です。

## 社会福祉協議会の財源は？

会員の皆様からの会費をはじめ、府中市等からの補助金や委託金、市民や団体からの寄付金、自動販売機等による収益、歳末たすけあい募金の配分金等が主な財源です。

## 会員になると何かしなければならないのですか？

会員という名称は誤解されやすいのですが、一般的な団体やクラブなどの会員とは性質の異なるものです。会員になると何かしなければならないということはありません。会員になっていただくことが、社会福祉協議会がすすめる地域福祉活動に財政面のご協力をしていただいていることとなります。

## 会員になると何か特典はありますか？

会員制度は市民による市民のための「ささえあい」活動であるとの観点から、会員に特典があるわけではありません。また、会員加入は多くの方にご協力いただきたいという願いこそありますが、決して強制するものではなく、会員でなければ不利益が生じるといったものでもありません。

## 自治会で団体会員として加入する場合の金額の目安はありますか？

府中市では、間口を広くということから、個人会員300円以上、団体会員2,000円以上となっています。団体会員とは、自治会・施設団体・企業法人の方々です。

自治会は、規模や実情も様々ですので世帯数に応じて任意の金額をお願いしています。ご相談があった場合には、世帯数に100円を乗じた額を目安としてご提案しています。

また、自治会全体で会員募集をしていただき、個人加入をしてくださるの方々を取りまとめるといった募集方法をされているところもあります。

## 会員に期限はありますか？

会員は4月1日～翌年3月31日の年度での加入となります。

会員の期限は会費や寄付金をご協力いただいた年度内となりますので、翌年度会費の納入がないと会員ではなくなります。毎年継続的なご協力をお願いします。

## 一度会員になれば、毎年加入依頼の通知が自動的に届きますか？

前年度会員加入いただいた皆様へは、例年10月以降にご依頼の文書を送付しております。

ただし、送付するためにも経費が生じ、皆様からご協力いただいた貴重な財源を使用することになるため、年度当初の自主的な加入にご協力をいただければ幸いです。